

株式会社商工組合中央金庫が実施する 三好産業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する三好産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年11月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

三好産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が三好産業株式会社（「三好産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、三好産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、三好産業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

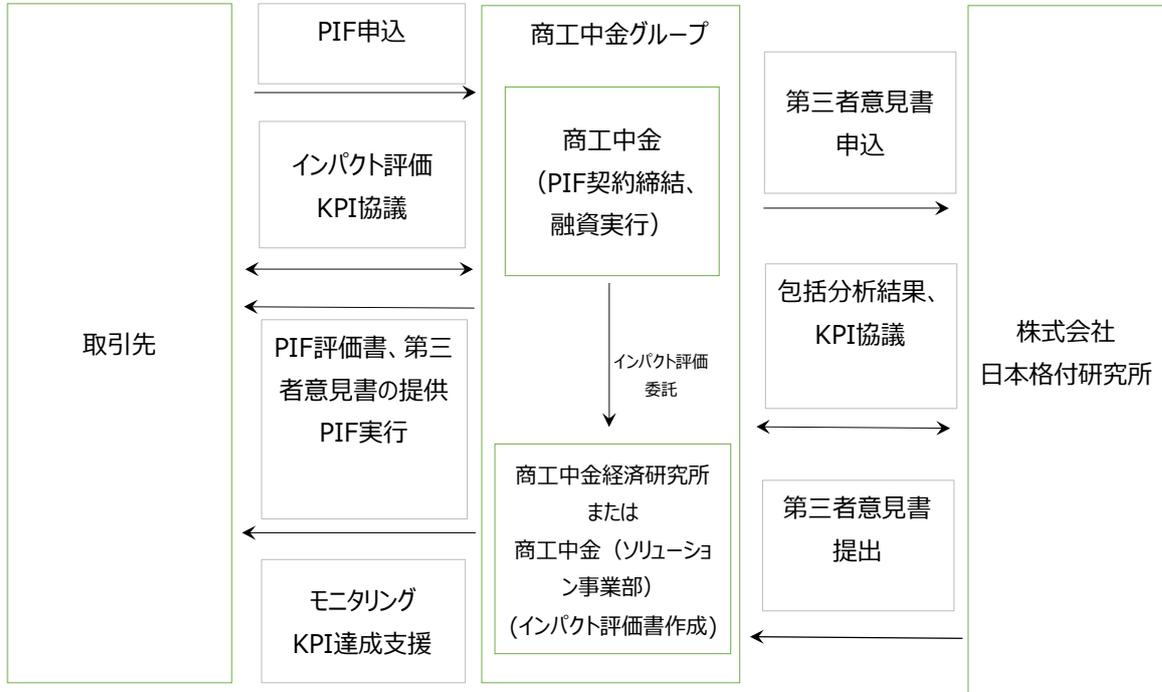
¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である三好産業から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

村松 直樹

村松 直樹



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年11月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が三好産業株式会社（以下、三好産業）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、三好産業の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	三好産業株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年（コミットメントライン+更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	鹿児島県鹿児島市鷹師二丁目 4 番 6 号
創業・設立	1962 年 9 月
資本金	20,000,000 円
従業員数	35 名（2023 年 10 月末時点）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・木材チップ製造 80% ・造林・伐採業 20%
主要取引先	（販売先） 中越パルプ工業株式会社 （製品） バイオマス発電燃料 紙全般（一般上質紙、カレンダー紙・コピー紙、クラフト紙等）

【業務内容】

- 三好産業は、中越パルプ工業の協力会社として 1962 年、鹿児島市において製紙用木材チップ製造で創業し、その後バイオマス燃料用木製チップ製造を手掛けるようになった。その他鹿児島県内における素材生産（伐採・搬出）及び森林整備事業を行っている。
- 創業以来、製紙用木質チップの全量を中越パルプ工業川内工場に納品してきたが、2015 年、同工場がバイオマス発電所を設立することに伴い、間伐材等未利用材を原料としたバイオマス燃料用木質チップの製造を開始した。森林は植栽から下刈り、間伐と林分の成長に伴い適切な管理が必要であるが、その当時、国内の木材価格は安い外国産輸入材に圧され下落基調にあったため、スギ等の立木が長年の間、適切な手入れがされず放置され、立木を維持するため必要な間伐も、作業、燃料代等のコストが見合わず行われなかったことが多かった。間伐をきっちりと行い、間伐材をバイオマスチップに加工することは、森林保全と廃棄物の有効活用両面で好影響を及ぼす取り組みである。製紙用木質チップと発電用木質チップの違いは、バーク（樹皮）の有無であり（発電用はバーク付で可）、既存設備が転用出来たため、バイオマス燃料用木質チップ製造への新規参入は比較的容易でもあった。
- 事業は①木材チップ製造、②素材生産（伐採・搬出）、③森林整備に大別される。

①木材チップ製造

鹿児島県内 3 か所の工場で製紙原料、木質バイオマス発電の原料として使われる木材チップを製造している。

始良工場



大口工場



出水工場



(写真①) 工場の外観 （三好産業提供）

②素材生産（伐採・搬出）

主に鹿児島県内国有林の伐採・造林等の作業を請け負っている。



(写真②) 作業風景
（三好産業提供）

③森林整備

責任ある素材生産者として自然環境保全に努めており、持続可能な林業を目指し、特に早生樹であるコウヨウザン(*1)の植付けを推進している。

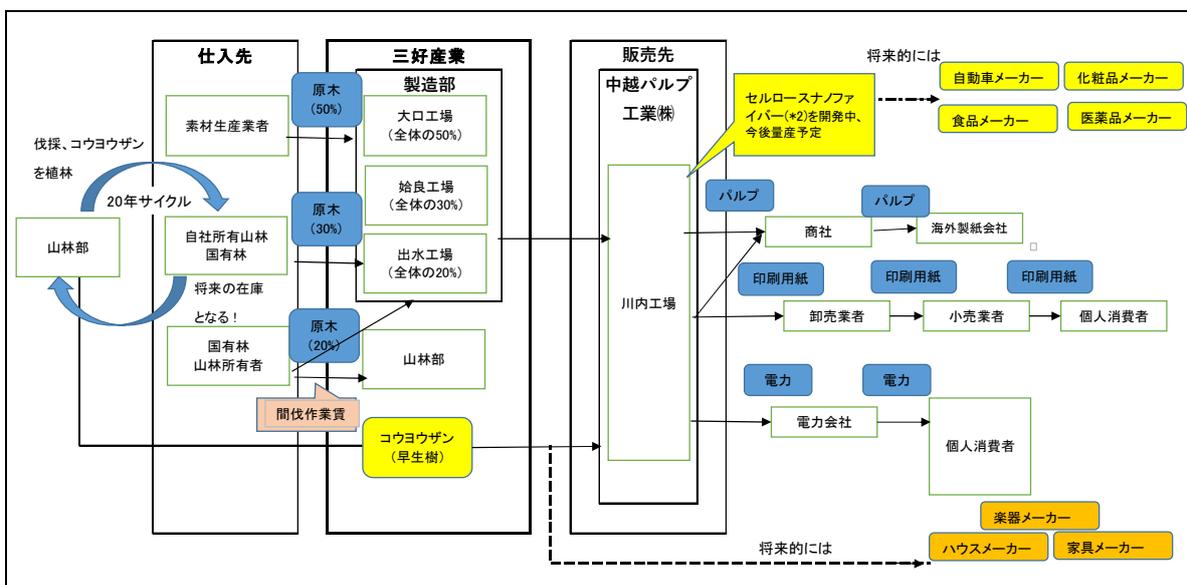


(写真③) 植林作業風景
(三好産業提供)

(*1)コウヨウザン

コウヨウザンとは、日本に古くからある早生樹の一品種。特徴は、“柔らかく曲げ強度に強く、加工性が高い”、“耐久性、耐不朽性に優れ、シロアリへの耐性が高く、虫害に強い”、“主伐（森林樹木の収穫）後の萌芽により再現性が高い”ことにある。早生樹は、家具から構造材に適した材質であり、15～20年と比較的短期間で用材の確保が可能である点で優位にある。

<商流図>



(図表①) 商流図 (商工中金経済研究所にて作成)

(商流の特徴)

- ・中越パルプ工業の紙パルプ及びバイオマス燃料用木質チップ仕入の一翼を担う。
- ・自社で伐採可能であり、仕入原価を抑制出来る。
- ・また造林による将来の在庫確保にも努めている。

(*2)セルロースナノファイバー（CNF）

CNF は木材等バイオマスから得られる繊維を 1 ミクロンの数百分の一以下まで高度に細分化した世界最先端のバイオマス素材である。CNF は木材から化学的・機械的処理により取り出したナノサイズの繊維状物質で、軽さ、強度、耐膨張性に優れ、環境負荷が少なく、自動車、住宅・建材等への活用と普及が期待されている。

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	鹿児島県鹿児島市鷹師 2-4-6	本社機能
始良工場	鹿児島県始良市蒲生町下久徳 1736-1	バイオマス木製チップの製造
大口工場	鹿児島県伊佐市大口針持 3027-27	バイオマス木製チップの製造 製紙用木材チップの製造
出水工場	鹿児島県出水市浦田町 703	バイオマス木製チップの製造 製紙用木材チップの製造



写真④ 本社の外観（三好産業提供）

【沿革】

1962年 9月	三好産業(株)創業・設立 中越印刷用紙（中越パルプ工業の前身）向け木材チップを製造する伊敷工場操業開始
1963年	米の津工場操業開始
1964年	大口工場操業開始
1967年	隼人工場操業開始
1967年	伊敷工場閉鎖
1985年	大口工場移転新設
1988年	出水工場新設
1989年	米の津工場を出水工場へ移転集約
1993年	関連の鹿児島林産加工協同組合を閉鎖
1998年	隼人工場を閉鎖
2003年	有馬純隆氏が代表取締役就任
2014年	始良工場新設
2015年	中越パルプ工業にてバイオマス発電事業が開始
2015年	コウヨウザンの植林を開始
2019年	鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」に認定

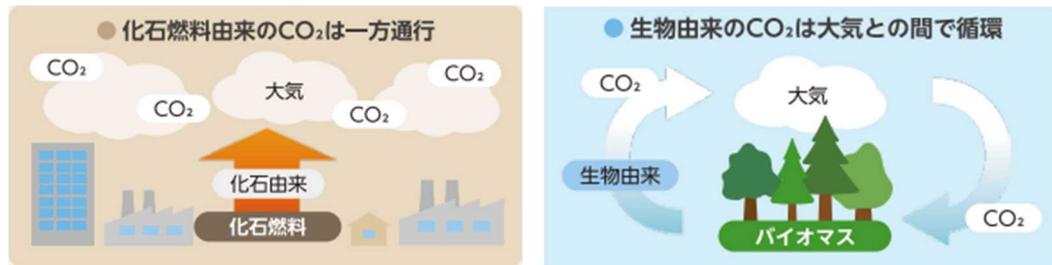
2.2 業界動向

■ **バイオマス燃料用木質チップの意義**

以下は、一般財団法人日本バイオマスエネルギー協会 web ページ「木質バイオマスの基礎知識」を参考に記載した。

- 「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の化石燃料を除く有機性資源のことであり、その中でも木材チップ、木質ペレット、薪、木粉等木材由来のバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼んでいる。木質バイオマスは、樹木の伐採や造林時に発生する枝、葉等の林地残材、製材工場等から発生する樹皮や鋸屑の他、住宅の解体材や街路樹の剪定枝（せんていし）等の種類がある。
- 化石燃料中の炭素は、人類が出現する前の大気中の CO₂ が固定され、地中に隔離されたものであり、大気中に放出されれば、元に戻せない。一方、生物資源である木質バイオマスは、森林による CO₂ の吸収が可能であり、森林生態系の再生能力の範囲内で利用すれば、大気中の CO₂ 量が増えることがない、「炭素の排出と吸収が差引ゼロとなるカーボンニュートラル」とされている。但し、カ

ーボンニュートラルといわれる燃料でも製造や輸送には化石燃料由来のエネルギーを消費する。従って、海外産燃料から国内産の木質バイオマスへの転換は、輸送に伴うCO₂の削減に寄与する。



(図表②)

出所:一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会 web ページ
「地球温暖化対策に貢献する木質バイオマスエネルギー」

■ 木質バイオマスの利用動向

- 2012 年の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）導入後、木質バイオマス発電所は 2022 年 3 月現在、433 か所が計画認定を受け、このうち 183 か所が稼働済である。
- 主に未利用木材（間伐材等）を使用する木質バイオマス発電施設は、243 か所が計画認定を受け、このうち 105 か所が稼働済である。（2021 年 9 月比+9）

■ 木質バイオマス発電施設の認定状況

主な燃料	未利用木材 (間伐材等)			一般木質・農作物 残さ(輸入材、製材 端材等)	リサイクル材 (建築廃材)	計
	小計	(2,000kW未満)	(2,000kW以上)			
計画 認定済	243件 (250件)	184件 (188件)	59件 (62件)	181件 (193件)	9件 (39件)	433件 (482件)
うち 稼働中	105件 (112件)	59件 (63件)	46件 (49件)	73件 (85件)	5件 (35件)	183件 (232件)

※ () 内は、RPSからFITへの移行認定分を含めた数値

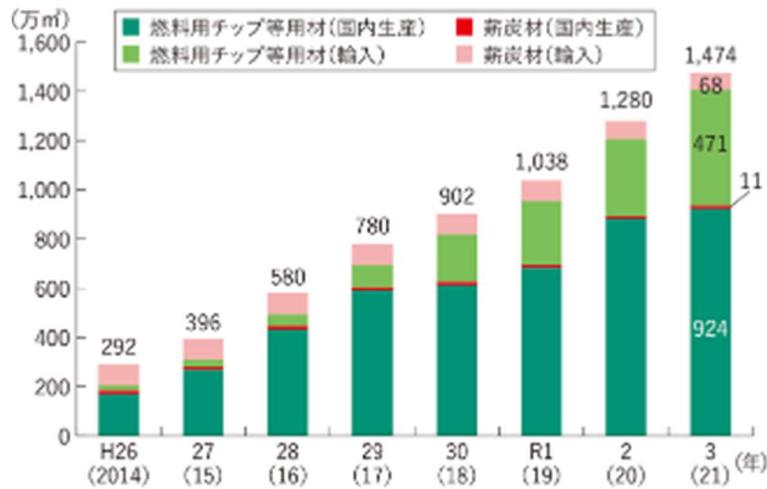
資料:固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(資源エネルギー庁)等を参考に作成。令和4年3月末時点

(図表③)

出所:林野庁 web 木質バイオマスの需給関連情報

- 木質バイオマス発電施設の稼働増により、エネルギー利用される木質バイオマス量は年々増加し、2021 年における燃料材の国内消費量は前年比 15.1%増の約 1,474 万m³、うち国内生産量は同 4.7%増の約 924 万m³である。

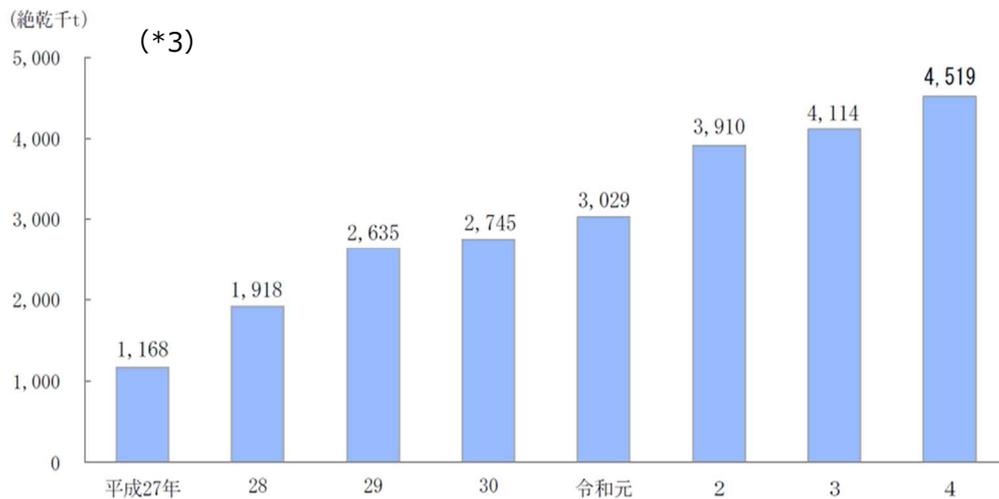
[燃料材の国内消費量の推移]



(図表④)出所:令和4年度 森林・林業白書 (林野庁 web)

- 国内の製材所や建設現場で発生する木材は既に殆どが利用されており、更なる燃料材の確保には未利用間伐材等の活用が必要である。主伐や間伐後、未利用のまま国内の林地に残置されている年間 2,000 万m³の間伐材、枝等の残地残材が燃料材として大きな価値を生み出していく。

[日本全国で木質バイオマス燃料として利用した木材チップのうち間伐材・林地残材等に由来するものの推移]



(図表⑤)出所:令和4年木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果 (農水省 web)

(*3)絶乾

絶対乾燥状態 (含水率 0%) 時の比重で算出された実重量 (トン)

バイオマス木材チップの6割を未利用材と間伐材から製造し、伐採後の林地に植林を行い、森林循環に努める三好産業は、CO2の吸収と森林資源の保全に大いに貢献している。

2.3 企業理念、経営方針等

■ 企業理念等

企業理念
信頼して和が生まれる 信頼して事業が発展する
サステナビリティ方針
責任ある素材生産業者として、自然環境保全に努める 持続可能な林業を目指し、早生樹であるコウヨウザンの植付けを行う

三好産業は、現場を信頼し、現場に優しく取り組むことで事業を発展させたいと考えている。

2.4 事業活動

三好産業は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境・経済面】

■ コウヨウザン造林による木質バイオマスの低コスト化と生産増への取り組み

FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）終了後は電力の買取価格下落による木質バイオマス発電の採算性の悪化と木質バイオマスの価格下落が見込まれる。三好産業は、短期伐採と萌芽更新(*4)が可能なコウヨウザンを使ったバイオマス生産の低コスト化に向けた取り組みを行っている。

(*4)萌芽更新

樹林を人為的に更新する方法のひとつであり、樹木を伐採し、その切り株や木の根元から伸びた萌芽を成長させ、新たな樹林を構成すること。

- コウヨウザンは、①成長が早い、②萌芽更新が可能なことがメリットである。
 - ①コウヨウザンはスギの約2倍の早さで成長し、短期間で伐採が出来るため、早期収穫と造林・育林コストの早期回収が出来る他、下刈り回数の削減により低コストで造林が可能である。
 - ②萌芽更新が可能なため、再造林のコストを抑えることが出来る。また根茎維持による公益的機能（森林の根が土壌を保護し、浸食や流出を抑制し、土砂崩れ等の災害を防止する機能）を有する。
- 造林コストは従前の61%、収穫量はスギの約2.7倍と優れ、特に収穫量の多さは、木質バイオマ

入生産にとって非常に大きなメリットである。



(写真⑤) 植林後 2 年の状況



(写真⑥) 植林後 7 年の状況

樹高 6.5m、胸高直径 14 cm

(写真⑤⑥は、林野庁「革新的造林モデル事例集」2022 年 3 月から引用)

● 鹿児島県「意欲と能力のある林業経営者」の認定取得

森林経営管理制度とは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため森林所有者が経営管理できない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ制度である。同制度は、①森林所有者に適時に伐採、造林及び保育を実施する森林の経営管理を行う責務があることを明確化、②出来ない場合は、森林所有者は市町村に森林経営管理を委託、③市町村は、「意欲と能力ある林業経営者」(*5)に再委託することを可能とする。鹿児島県内では、200 社余りの林業事業者のうち三好産業を含む 51 社（2023 年 7 月時点）が意欲と能力のある林業経営者に認定されている。

(*5)意欲と能力のある林業経営者

意欲と能力のある林業経営者とは、森林経営管理法第 36 条第 2 項に適合する林業経営体であり、各都道府県が以下①②を満たすと認定した者。

- ①効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有する、具体的には以下の判断基準を満たす者。
 - ・素材生産の生産量または生産性を増加させる目標を有する
 - ・主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有し、主伐後に適切な更新を行っている
 - ・素材生産や造林・保育に関して 3 年以上の事業実績を満たす
 - ・伐採・造林に関する行動規範の策定等を行っている等
- ②経営管理を確実にを行う経理的な基礎を有する（赤字経営ではない等）。

鹿児島市は総面積約 5 万 5 千 ha のうち約 55%（約 3 万 ha）を森林が占め、そのうち 1/3（約 1 万 ha）が私有地人工林である。私有地人工林では、林業就業者の減少、高齢化や相

続時の所有権移転登記がなされず、所有者がはっきりしない森林が多く、間伐等、適切な管理が行われていない森林が増加している。三好産業は市町村の委託を受け、これら放置人工林の主伐、間伐、植栽、保育等の森林整備を適切に行っていく。特にコウヨウザン造林の増加による森林面積の拡大に取り組んでいく。

● **CRL 認証の取得**

CRL 認証制度（責任ある素材生産事業者認証制度：Certification for Responsible Logger）とは、素材生産事業者の現場における環境配慮の取り組み等を行動規範と伐採・搬出・再造林ガイドラインに基づき実務経験者や学識経験者、市民団体等からなる第三者委員会により審査され、認証されるものである。

バイオマス発電や木材輸入等、木材需要の高まりにより主伐（森林樹木の収穫）が増加しているが、人工林伐採後に再生されない再造林放棄地や誤伐採が目立つようになった。近隣県の宮崎、大分、熊本の再造林率は 70%を超えているが、鹿児島は 55%と低いため、伐採ルール必要性が認識され、2019 年に鹿児島県で CRL 認証制度がスタートした。三好産業は CRL 認証制度がはじまる以前から責任ある素材生産事業者として伐採・搬出・再造林の植林サイクルの維持に努めており、一つ星（2019 年）、二つ星（2022 年）を順次取得、2023 年 5 月に特に優れた事業者として三つ星の認証を受けている。CRL 認証は法的な権利をもつものではないが、市町村や森林所有者が林業事業者に森林経営管理を委託する上で安心と信頼がおける業者であることの証となっている。三好産業が森林管理業務受託の継続、増加を図る上で、CRL 認証は有用である。今後も現場の安全指導、工程管理に留意し、技術研修参加による技能レベルの向上に努め、最高位の三つ星認証保持を維持していく。

[CRL 認証基準]

等級	要件
一つ星 ☆	要件 1:ガイドラインの説明会を含む合法研修等へ参加し、修了証を貰う。 要件 2:「責任ある素材生産のための行動規範」を理解し、「伐採・搬出・再造林ガイドライン」に配慮した伐採搬出に取り組む事を約束すること。
二つ星 ☆☆	要件 1:一つ星認証登録事業者であること 要件 2:必要書類を作成し、CRL 認証受審申請書を募集期間内に提出する 要件 3:審査員によるヒアリング、現場審査を受ける 要件 4:C 判定が一つもないこと 要件 5:100 点換算で 75 点未満
三つ星 ☆☆☆	・二つ星認証要件を満たし、要件 5 の点数が 75 点以上

(図表⑥) 出所：鹿児島県 CRL 認証事務局 Web



(図表⑦) CRL 認証マーク

出所：NPO 法人ひむか維森の会 Web ページ

【環境面】

■ 森林病虫害の駆除

松くい虫被害は、マツノザイセンチュウが松の木の中に侵入し、増殖していくことで木を枯らす。このセンチュウは自ら移動出来ず、マツノマダラカミキリに乗り移り、このカミキリ虫の移動とともに松くい虫被害が広がっていく。松くい虫の駆除には大気への拡散が殆どなく、土壌中や河川水中で微生物により速やかに分解され、環境負荷が少ない低濃度薬剤「キルパー」を使用し、大気、水、土壌への汚染を防いでいる。

■ 大気汚染防止、CO₂ 排出量削減、省エネへの取り組み

燃料使用の大半は林業用重機である。保有 14 台の重機全てをオフロード法(*6)に対応、且つアドブルー(*7)使用の低公害機へ代替を終え、大気汚染防止と CO₂ 排出量の低減を図っている。

(*6)オフロード法

公道を走行しないフォークリフト、ブルドーザー等のオフロード車の排出ガスを規制するため 2006 年 4 月に施行された特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律の通称名。

(*7)アドブルー

アドブルー (Adblue[®]) とは、純水に高濃度の工業用尿素を溶かして製造された無色・透明の尿素水素液であり、尿素 Nox を分解・浄化するとともに燃費の向上に寄与する。SCR システム搭載ディーゼルエンジン車の排ガス中に含まれる窒素酸化物 (Nox) 低減処理に使われる。世界最高水準の厳しい Nox 及び PM (粒子状物質) の削減を図る国土交通省のポスト新長期規制により 2009 年 10 月から生産販売されるディーゼル車は同規制の排ガス基準値をクリアするために尿素 SCR システム車とそれに必要なアドブルーが不可欠になっている。

またチップ製造時の機器は取引先である中越パルプ工業指定の省エネ型設備へ、制御盤は電力負荷が小さい機種に代替済であり、積極的に省エネ対策を進めている。

■ 廃棄物削減への取り組み

事業で発生する主な排出物は、チップ製造時に発生する木くずであるが、畜産農家の敷き藁等に利用される有価物であり、基本的には廃棄物は発生しない。

【社会面・経済面】

■ 高齢者雇用への取り組み

- 三好産業は、高齢者の雇用を大切にしており、豊富な経験を持った従業員にはいつまでも頑張ってもらいたいと考えている。60歳定年を迎えた従業員には本人からの継続雇用の希望があれば、ほぼ従前と同条件で1年更新での雇用延長に応じている。作業負担の軽減を図るべく、フェラーバンチャー(*8)、ハーベスタ(*9)、プロセッサ(*10)等の自走式機械やドローン(*11)を導入している。また現在実用化に向けて研究開発が進む林業用アシストスーツの導入を検討している。2023年9月末現在65歳以上の従業員が3名在籍し、工場や造林業務に従事している。

(*8)フェラーバンチャー（伐倒・集積）

立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。



（写真⑦・イラスト）フェラーバンチャー

(*9)ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。



（写真⑧・イラスト）ハーベスタ

(*10)プロセッサ（枝払い・玉切り）

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。



（写真⑨・イラスト）プロセッサ

(*11)ドローンによる苗木運搬

1回あたりコンテナ苗（コンテナ容器を使って育てた根鉢付きの苗木）50本を運搬する。



（写真⑩）ドローンによる苗木運搬

（写真⑦～⑨及びイラストは林野庁 web ページ「高性能林業機械とは」、写真⑩は「革新的造林モデル事例集」2022年3月から引用）

【社会面】

■ 労災事故防止への取り組み

足場の悪い山の中で伐採木等重量物を取り扱う林業の労働災害の発生率は、災害の発生度合を表す年千人率(*12)で 23.5 人と全産業 2.3 人の 10.2 倍（2022 年）と高い傾向にある。三好産業では、「国の仕事をしている以上、労働災害ゼロの取り組みは最優先」と認識している。2018 年に労災事故が 1 件（伐採現場からの転落による骨折）発生したが、以下の取り組みを継続し、2023 年 9 月にゼロ災害 1,500 日を達成した。

(*12) 年千人率

労働者死傷病報告（厚生労働省）及び総務省労働力調査による。年千人率とは労働者 1,000 人あたり 1 年間に発生する死傷者数（休業 4 日以上）を示すデータ。

[労災事故防止対策]

- ①作業現場に安全旗を掲揚し、常時安全意識を持ってもらう
- ②毎日、TBM（始業前ミーティング）や KY 活動（危険予知活動）を実施する
- ③毎月、安全目標(*13)を設定し、事業会議の場で周知徹底を図る
- ④年 4 回作業員全員参加で全体リスクアセスメント（事例発表会）を実施する
- ⑤年 1 回、全従業員は健康診断を受診する

(*13) 安全目標の例

年 月	安全目標
2023 年 7 月	防護具の安全着用と機材の適正使用を徹底し、災害ゼロを達成する
2023 年 8 月	体調管理を徹底し、安全作業環境を確保して、災害ゼロを達成する
2023 年 9 月	接近作業の防止と相互の合図と疎通を徹底し、ゼロ災を達成する

今後も上記の取り組みを継続することで、労災事故防止に努めていく。

■ 人材育成への取り組み

● 資格取得支援

三好産業は、業務上必要となる資格の取得支援にも取り組んでいる。木材チップ製造現場では必須であるフォークリフト免許（運転技能講習修了証）、業務用チェーンソー資格（伐採等業務特別教育修了証）は入社時に取得を促し、取得費用は全額会社負担としている。また林業作業に必要な資格も、会社が従業員の適性等を見極め選別し、資格取得を推奨している。その結果、2023 年 10 月現在、延べ 15 名が林業関連資格を有し、安全な業務遂行の礎となっている。

林業技術者・技能者数の内訳 (延べ人員数) (人)

フォレストリー ダー (*14)	森林施業 プランナー (*15)	森林作業道 作設オペレー ター(*16)	林業技士 (*17)	林業作業士	計
2	4	4	3	2	15

(*14) フォレストリーダー（現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省の研修修了者名簿に登録された者のこと。

(*15) 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講する等により、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

(*16) 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講する等により、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

(*17) 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

■ 職場環境向上への取り組み

● 休憩場の設置

森林整備現場では、熱中症対策として作業員自身が頻繁に水分・塩分補給を心掛けているが、会社としては現場に移動式休憩所を設置し、適時休憩を取れる環境を整えている。

● 労働時間管理

天候に左右されやすい林業作業者の労働時間は不規則にならざるを得ないため 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を締結、遵守している。会社としては従業員の健康面への配慮からマンパワーを見極めた上で、木材の伐採量をコントロールし、時間外労働を抑制しており、月平均一人当たりの法定時間外労働時間は約 2 時間と少ない。週平均一人当たりの労働時間も 40 時間程度に抑えられている。

● 有給休暇取得推進

自走式機械の導入や作業効率化の推進により、会社を挙げて有給休暇の取得を推進しており、2022 年の有給休暇取得率は 68%（11 日）と政府目標の令和 7 年までに取得率 70%をほぼ達成する水準にある。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	製材業及び木材平削り業、伐採業
ポジティブインパクト	住居、雇用、包摂的で健全な経済
ネガティブインパクト	住居、雇用、人格と人の安全保障、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取組内容
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 高齢者雇用への取り組み
生物多様性と生態系サービス、気候	➢ 森林面積増加への取り組み
資源効率・安全性、経済収束	➢ 木材チップ製造量増への取り組み

■ネガティブインパクト（緩和の取組み）

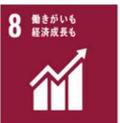
インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働災害事故ゼロへの取組み ➤ 労働時間短縮への取組み
土壌、生物多様性と生態系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土壌汚染なき薬剤散布への取組み
資源効率・安全性、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物ゼロへの取組み
大気、気候	<ul style="list-style-type: none"> ➤ CO2 排出量削減への取組み

同社事業では住居向け供給はなく、「住居」はポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトのいずれも特定していない。また、「人格と人の安全保障」は林業用自走機械活用等により作業負荷軽減への取組みが徹底され、重労働のリスクが軽減されており、ネガティブ・インパクトとして特定しない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

三好産業は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

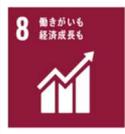
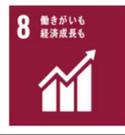
特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	高齢者雇用への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027年8月末の65歳以上の雇用者数を5名以上とする。 (2023年9月末実績3名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 60歳定年を迎えた従業員には1年更新での雇用延長に応じており、自走式機械やドローンの導入による作業負担の軽減を図っている。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	生物多様性と生態系サービス、気候		
取組内容（インパクト内容）	森林面積増加への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● コウヨウザン等を年間10ヘクタール増加させる。 (2023年8月現在 造林面積約100ヘクタール) ● C R L 認証（3つ星）を継続する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ バイオマス材の低コスト化に向けた取り組みとして短伐期かつ萌芽更新が可能なコウヨウザンの森林面積増加を図る。 ➢ 森林管理業務受託の継続、増加を図る上で、CRL 認証は有用なものであり、特に優れた事業者として最高位の三つ星認証の維持に努めていく。 		

貢献する SDGs ターゲット	6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	木材チップ製造量増への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028/8 期の年間木材チップ製造量を 31,240 トン以上とする。（2023/8 期実績 28,399 トン） ● 木材チップ製造にかかる付加価値額（営業利益+人件費+減価償却）を 2028/8 期までに 150 百万円まで増加させる。（2023/8 期実績 123 百万円） 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ バイオマス木材チップ原料として従前の未利用材と間伐材の他、コウヨウザンの活用により需要増に応えていく。またコウヨウザンは比較的 low コストで採取できるため、その活用が生産コストの抑制につながる。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用		
取組内容（インパクト内容）	➤ 労働災害事故ゼロへの取り組み		
KPI	● 労働災害事故ゼロを継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ ゼロ災害への取り組み諸策により 2019 年以降、労働災害事故の発生はない。その取り組み諸策を続け、労働災害事故ゼロを継続する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで整理されたインパクトのうち、ネガティブ・インパクトとして特定したが、KPI として設定しなかったものとその理由は以下の通りである。

●雇用（労働時間短縮への取り組み）

労働時間が抑制され、有給休暇取得率も高く、労働時間短縮への取り組みが進んでいる。

●土壌、生物多様性と生態系サービス（土壌汚染なき薬剤散布への取り組み）

森林病虫害駆除の際、環境負荷の少ない薬剤を使用する等、取り組みが進んでいる。

●資源効率・安全性、廃棄物（廃棄物ゼロへの取り組み）

主な排出物であるチップ製造時に発生する木くずは、畜産農家に再利用されている。

●大気、気候（CO2 排出量削減への取り組み）

所有する重機を全てアドブルー対応車に代替し、CO2 排出低減を図っている等、取り組みが進んでいる。

5.サステナビリティ管理体制

三好産業では、本ファイナンスに取り組むにあたり、有馬代表取締役社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、有馬代表取締役社長を最高責任者とし、有馬隆成取締役がプロジェクトリーダーとなり、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 有馬 純隆
(プロジェクト・リーダー)	取締役 有馬 隆成

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、三好産業と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、三好産業と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。三好産業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190